

2024 年 1 月 12 日

保険薬局各位

手稲溪仁会病院
病院長 古田 康

一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告について

平素より、当院の院外処方の応需に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

これまで当院が発行する処方箋を応需した保険薬局におかれましては、一般名処方に係る調剤及び後発医薬品への変更調剤を行った場合、当院宛てに書面や FAX にて報告をいただいております。

このたび、厚生労働省通知①「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）」および、②「疑義解釈資料の送付について：その 2、問 43（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）」を参考に、2024 年 1 月 15 日より以下の対応と致します。ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

【対応】

一般名処方に係る調剤及び後発医薬品の変更調剤の内容について書面や FAX による報告を不要とし、上記調剤についての情報提供方法はお薬手帳とします。

【お願い】

- 必ずお薬手帳の発行・記載を行い、次回受診時には手帳を持参し、医師へ提示・伝達するよう指導をお願いします。
- 疑義照会結果など、その他の処方修正については従来通り報告をお願い致します。
ご不明な点、お問い合わせは薬剤部医薬品情報室(011-685-2985)までお願い致します。

以上

参考：厚生労働省通知①②について（一部抜粋）

① 変更調剤を行う際の留意点について

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

② 一般名処方調剤報告について

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいと思うが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。